

千代田区職員コンプライアンス・ガイドライン

職員のコンプライアンス確立のため、次の6つの行動指針を定めます。

1 高い倫理観を保持し、公正な職務を行います

- ◎ 基本的人権を尊重し、憲法を擁護します。
- ◎ 全体の奉仕者として、全力で職務に専念します。
- ◎ 職務や地位を私的利益のために利用しません。
- ◎ 議員等や利害関係者から金銭、物品等は受け取りません。

2 法令等を遵守し、適正に職務を行います

- ◎ 法令等を十分に理解した上で遵守し、法令違反行為がないように努めるとともに、上司の命令に従い、適正に職務を行います。
- ◎ 官製談合等不正行為を防止するため、議員等や利害関係者から入札等の事務に係る情報などについて、不正な情報提供要求があっても、毅然として対応します。
- ◎ 区内部における違法行為等があったときは、「職員等公益通報制度」などを活用し、その行為を見逃しません。

3 区民等の疑惑や不信を招く行為は行いません

- ◎ 「公正」、「公平」を疑われる行為や、不信感を与える振る舞いはしません。

4 区民等に信頼感を持ってもらえる対応をします

- ◎ 常に危機管理意識を持ち、事故等を未然に防止します。
- ◎ 自ら「区の代表」であり、「行政のプロである」との自覚をもって、区民等に対応します。
- ◎ 区民等の要望に、迅速かつ適切に対応します。

5 情報公開を推進し、区民等への説明責任を果たします

- ◎ 区政情報を発信し、情報公開を進めます。
- ◎ 文書を正確に作成し、適正に保管します。

6 個人情報を保護し、情報セキュリティ対策を徹底します

◎ 職務上知り得た秘密を守り、情報を適切に管理します。

※ 区民、区内事業者に限らず、職員が職務において接する全ての人を「区民等」といいます。

(参 考)

「千代田区職員コンプライアンス・ガイドライン」とは？

「コンプライアンス」とは一般に「法令遵守」と和訳されます。

法令を遵守することは公務を行う私たち全ての職員が常に肝に銘じておかなければならないことです。

本ガイドラインにおける「コンプライアンス」とは、「法令を遵守すること」に加え、「区民等の期待に応える (comply) ため、職務を誠実に全力で行うこと」と定義します。

「千代田区職員コンプライアンス・ガイドライン」は、個々の職員が法令遵守意識をもち、また日常の職務を行う上での「行動指針」となるものです。